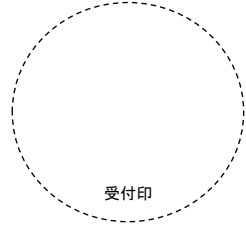


敦賀市結婚新生活支援事業補助金 交付申請書

敦賀市長 殿



1 申請者

			記入日	年	月	日
	(フリガナ) 氏名	生年月日	婚姻時の年齢	住 所		
申請者		昭和・平成 年 月 日	歳	連絡先 ()		
配偶者		昭和・平成 年 月 日	歳	□ 同上 連絡先 ()		

敦賀市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

2 申請額

1 婚姻日	年 月 日		
2 新居に住所を定めた日	(申請者) 年 月 日	(配偶者) 年 月 日	
3 世帯の所得 ※所得額は、直近の所得証明書をもとに記入 ※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、年間返済額を記入	(申請者) 所得額 円	(配偶者) 所得額 円	
	奨学金返済額 円	奨学金返済額 円	
	合計 (返済額を控除) 円	合計 (返済額を控除) 円	
	世帯合計 円		
4 申請区分	<input type="checkbox"/> 婚姻に伴う住宅取得(購入・取得)費用 <input type="checkbox"/> 婚姻に伴う住宅賃借費用		
5 住居費	住宅取得費用 (購入・取得)	契約締結年月日 年 月 日	
		契約金額 円	
		領収書記載額(A) 円	
	住宅賃借費用	契約締結年月日 年 月 日	同居を始めた日 年 月 日
		家賃(月額) …① 円	実質負担額 (月額:①-②) × 円 × 月分
		補助金(月額)…② 円	
		※住宅手当等 円	
		敷金・礼金の合計 円	
		共益費 円	
		仲介手数料 円	
その他() 円			
小計(B) 円			
合計(C) (A+B) 円			
6 補助申請額	※合計(C)と30万円を比較し、低い方を記入 ※夫婦双方の年齢が29歳以下の場合は、住宅取得費用の額は、60万円と比較 ※1,000円未満の端数は切捨て		
	円		

(裏面を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	1 銀行	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
	2 金庫				
	3 信組				
	4 信連				
	5 農協				
	6 漁協				
	7 信漁連				

※受取口座は、原則、申請者名義の口座を記入してください。
 ※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。
 ※振込先金融機関口座の確認書類を提出してください。
 （受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

【誓約・同意事項】 ※該当する項目に、レ点を記入してください。

- 1 私と配偶者は、申請時に、双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっています。
- 2 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 3 私と配偶者は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請します。
- 4 私と配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。
- 5 私と配偶者は、市税の滞納はありません。
- 6 私と配偶者は、敦賀市暴力団排除条例(平成23年敦賀市条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 7 私と配偶者は、申請に偽りその他不正行為があった場合は、補助金を返還します。
- 8 私と配偶者は、補助を受けるに当たり、敦賀市等が行う本事業のフォローアップ調査等に協力します。
- 9 私と配偶者は、市がこの補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、申請者及び配偶者の戸籍(婚姻届を含む。)、住民票、所得、市税等の納付状況について、市が確認することに同意します。
 ※この項目に同意された方は、提出書類の一部(婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明、住民票、所得証明書、納税証明書)の提出を省略できます。(1/2以降の転入の場合は、所得証明書及び納税証明書の提出は省略できません。)

申請者 (自署)

配偶者(自署)

【添付書類】

(必須) ※「誓約・同意事項」の9に同意された場合は、下記4点の書類の提出を省略できます。

- 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明)
- 世帯の住民票
- 申請者及び配偶者の所得証明書その他世帯の総所得がわかる書類
- 申請者及び配偶者の市税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)

(該当する場合)

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- 離職票又は退職証明書等の離職中であることが分かる書類(無職の場合)
- 住宅手当等支給証明書(様式第2号)(住居を賃借している場合) ※勤務先から支給を受けている場合
- 入居対象となる住居の売買契約書の写し(住居を購入した場合)
- 入居対象となる住居の請負契約書の写し(住居を新築した場合)
- 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し(住居を賃借している場合)
- 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類(領収書等の写し)
- 福井県が実施する共家事(トモカジ)講座の受講修了書の写し